

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」 「外房の碧」)

- 1 本日の議題の概要
- 2 水質汚濁防止法等の体系
- 3 千葉県環境保全条例の概要
- 4 水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例の比較
- 5 千葉県環境保全条例に係る排水基準の変更案
- 6 畜産農業等施設に係る排水実態の調査結果
- 7 今後のスケジュール等
- 8 まとめ (本日審議いただきたい事項)

水 質 保 全 課

(↓千葉の海シンボルカラー「千葉の空色」)



1 本日の議題の概要

- 千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）では、**牛房施設**※¹及び**鶏舎**等からの排水に対し、排水基準（一般排水基準）を定めている
- 排水中のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「**硝酸性窒素等**」という。）については、令和7年10月31日まで、**暫定排水基準**※²を適用している
- **令和7年11月1日以降、一般排水基準へ移行**（基準値強化）することとしたいので、御意見をいただきたい

※1 条例の牛房施設は牛房の総面積が100m²以上200m²未満、法の牛房施設は牛房の総面積が200m²以上

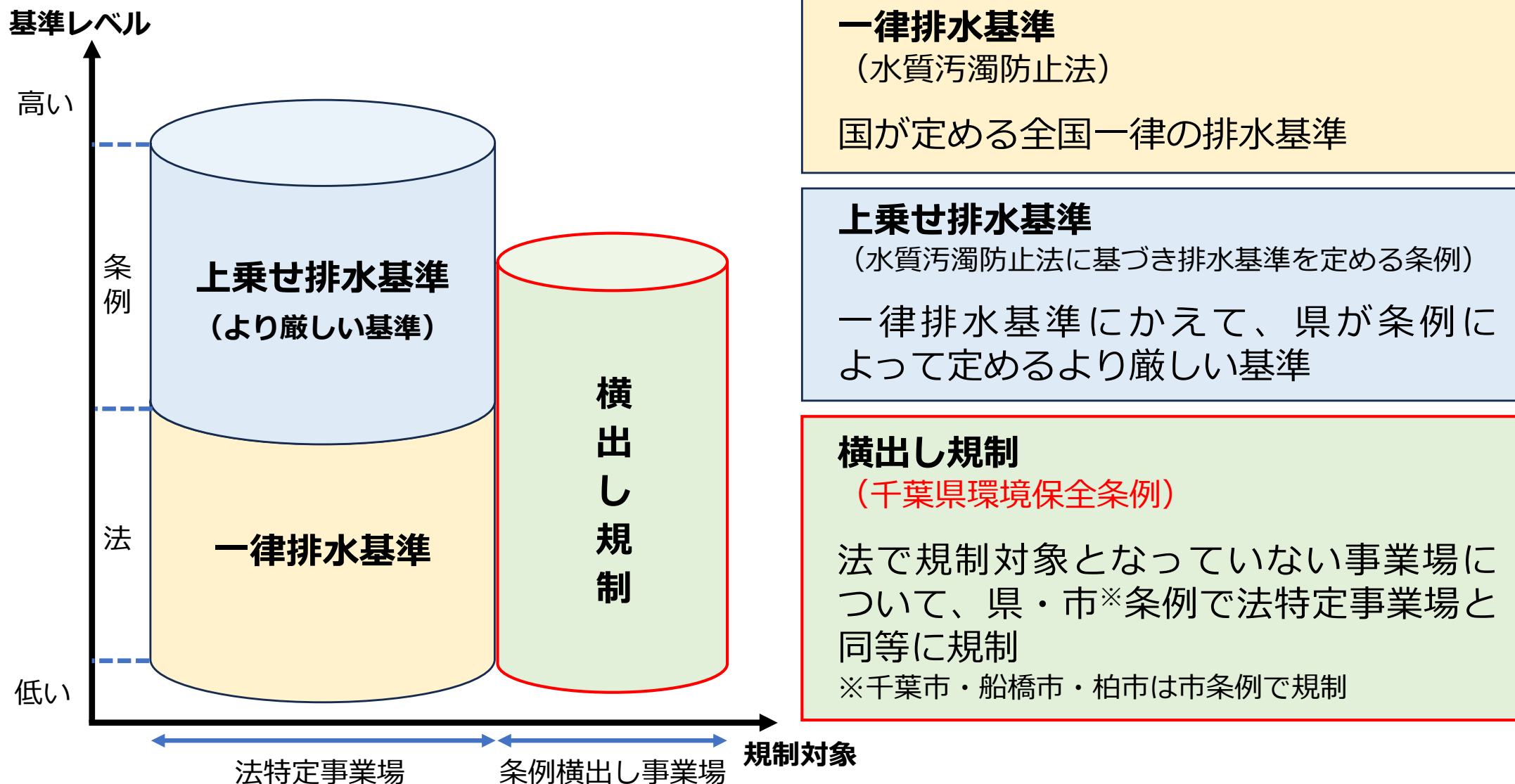
※2 一般排水基準を直ちに達成することが技術的に困難等な業種等については、暫定的に緩やかな基準値（暫定排水基準）を期限を定めて設定している

（参考）国の動向

- 水質汚濁防止法（以下「法」という。）の特定施設である牛房施設※¹に係る硝酸性窒素等の排水基準については、排水実態の調査結果や適用可能な処理技術を考慮し、令和7年7月1日に暫定排水基準から一般排水基準に移行された

2 水質汚濁防止法等の体系

水質汚濁防止法等の規制の仕組み（イメージ）



3 千葉県環境保全条例の概要

- 県では、公共用水域の水質保全のため、法に基づく排水規制に加え、条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）において、法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設を特定施設※と定め、法に準じた排水基準を設定している

※特定施設の種類

- 1 油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗淨施設
- 2 ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
- 3 畜産農業又はサービス業の用に供する施設
牛房施設、馬房施設、鶏舎
- 4 特定ちゅう房施設及び特定ちゅう房施設の排水処理施設

4 水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例の比較

水質汚濁防止法	千葉県環境保全条例 (県独自の水質保全規制)
特定施設（第2条） 【汚水・廃液を排出する施設で政令で定めるもの（101種類）】	特定施設（第19条） 【汚水・廃液を排出する施設で規則で定めるもの（4種類）】 <u>※法より小規模な施設及び横出し施設が対象</u>
【うち畜産農業等施設】 ・ 牛房施設（牛房の総面積が200m²以上） ・ 馬房施設（馬房の総面積が500m²以上） ・ 豚房施設（豚房の総面積が 50m²以上）	【うち畜産農業等施設】 ・ 牛房施設（牛房の総面積が100m²～200m²）【小規模施設】 ・ 馬房施設（馬房の総面積が100m²～500m²）【小規模施設】 ・ 鶏 舎（鶏の飼養羽数が1,000羽以上）【横出し施設】
排水基準（第3条） 排水基準を定める省令で排水基準を規定	排水基準（第20条） 施行規則で排水基準を規定（概ね法の排水基準と同値）
【硝酸性窒素等の基準】 ・ 牛房施設 100mg/L（一般排水基準）※ ・ 馬房施設 100mg/L（一般排水基準） ・ 豚房施設 400mg/L（暫定排水基準）	【硝酸性窒素等の基準】 ・ 牛房施設 300mg/L（暫定排水基準） ・ 馬房施設 100mg/L（一般排水基準）※ ・ 鶏 舎 500mg/L（暫定排水基準）
※牛房施設はR7.7.1に一般排水基準に移行 （従前は300mg/L）	※馬房施設はR4.11.1に一般排水基準に移行 （従前は500mg/L）

5 千葉県環境保全条例に係る排水基準の変更案

1 硝酸性窒素等に係る排水基準の変更内容

	現 行	変更案
基準値	牛房施設：300mg/L （暫定排水基準） 馬房施設：100mg/L （一般排水基準） 鶏 舎：500mg/L （暫定排水基準）	牛房施設：100mg/L （一般排水基準へ移行） 馬房施設：変更なし 鶏 舎：100mg/L （一般排水基準へ移行）
暫定排水 基準に係る 経過措置の 期間等	令和7年10月31日まで	令和7年11月1日に一般排水基準に移行 ※暫定排水基準の廃止

6 畜産農業等施設に係る排水実態の調査結果

- 平成28年度～令和7年度※（10年間）、牛房施設及び鶏舎について、排水の可能性のある事業場計47事業場延べ94回立入検査を実施し、排水の実態を調査
※令和7年度は6月末までの立入検査を集計
- 排水が確認された11事業場延べ30回の濃度測定を実施したところ、一般排水基準100mg/Lに適合する結果であった

	測定結果（mg/L）	採水立入検査	立入検査総数
牛房施設	0.3～24	4事業場延べ6回	20事業場延べ38回
鶏舎	0.6～64	7事業場延べ24回	27事業場延べ56回

（参考）県内の畜産農業等施設（牛房施設・鶏舎）【令和6年度末現在】

施設の種類		事業場数※1 （ ）は排水のあるもの
畜舎	牛房施設	269（4）
	鶏舎	173（7）
		442（11）※2

※1：千葉市・船橋市・柏市を除く（適用除外）

※2：・ 11事業場の排水は、主に施設の洗浄排水
・ 牛房施設及び鶏舎から発生するふん尿は堆肥化(液肥化)して農地還元しており日常的な排水がない

(参考) 千葉県環境保全条例施行規則の条文改正について

- 施行規則の附則では、経過措置として「この規則の施行の日から令和七年十月三十一日までの間」と暫定排水基準の期限を明示している
- 期限経過後は一般排水基準に移行することから、文言を削除するなどの条文改正は不要

千葉県環境保全条例施行規則 附則（抜粋）

（経過措置）

2 改正後の千葉県環境保全条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一三の項（イに係る部分に限る。）に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排出水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、この規則の施行の日から令和七年十月三十一日までの間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「三〇〇ミリグラム」とする。

3 改正後の規則別表第一 三の項（ハに係る部分に限る。）に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排出水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、前項に規定する期間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「五〇〇ミリグラム」とする。

7 今後のスケジュール等

- 7月14日：千葉県環境審議会に諮問
- 7月16日：千葉県環境審議会水環境部会に付議
- 8月27日：千葉県環境審議会水環境部会において審議
- 9月頃：千葉県環境審議会から答申
- 10月：事業者へ周知
- 11月1日：一般排水基準に移行

※ 規則の改正はないため、パブリックコメントは実施しない

8 まとめ（本日審議いただきたい事項）

○ 規則で定めている排水基準の一部を以下のとおり変更する

1 変更の内容

基準を変更する項目	基準値	
	現 行	変更案
硝酸性窒素等	牛房施設：300mg/L 鶏 舎：500mg/L ※どちらも暫定排水基準	牛房施設：100mg/L 鶏 舎：100mg/L ※どちらも一般排水基準へ移行

2 変更の時期

令和7年1月1日

※現行の暫定排水基準は令和7年10月31日までであり、延長しない